

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月25日 06時10分ごろ
発生場所	青森県 ^{おおしま} 大間町大間港 大間港 ^{ねたない} 根田内西防波堤灯台から真方位291°1,120m付近 (概位 北緯41°32.0′ 東経140°53.1′)
事故の概要	漁船第三十二 ^{りゅうしょう} 龍昇丸は、北東進中、また、漁船第七 ^{きよよ} 喜代丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十二龍昇丸、4.3トン AM3-33303（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第七喜代丸、3.71トン AM3-19522（漁船登録番号）、個人所有 第212-15608号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂 B 船首部外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時59分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、船長Aが後部甲板でリモコン装置を使って操船を行い、約2.5～3.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で大間港を北東進しながら、船長A及び甲板員がそれぞれ船尾部から投入した釣り糸を手を持ち、引き釣り漁を行っていた。 A船は、船長Aが、時々、後部甲板で操舵室囲壁の両舷から目視で周囲を見たり、操舵室内のレーダーを同室後部の窓越しに確認したりしながら、引き釣り漁を行っていたところ、その船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、A船及びB船の負傷者の有無及び損傷状況を船長Bと互いに確認した後、自力航行可能であったので、A船を操縦して大間港の定係地に戻った。 船長Aは、後部甲板から操舵室囲壁で船首方が見えにくく、また、レーダーの船首輝線にB船の映像が重なり、B船に気付かなかったと

	<p>本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、後部甲板でリモコン装置を使って操船を行い、約3.5knの速力で大間港を南西進しながら、船尾部から投入した釣り糸を手に持ち、引き釣り漁を行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが、時々、後部甲板で操舵室囲壁の両舷から目視で周囲を見ながら、引き釣り漁を行っていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、自力航行可能であったので、B船を操縦して大間港の定係地に戻った。</p> <p>船長Bは、後部甲板から操舵室囲壁で船首方が見えにくかったので、A船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、大間港を北東進中、船長Aが、後部甲板で引き釣り漁を行っていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大間港を南西進中、船長Bが、後部甲板で引き釣り漁を行っていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大間港において、A船が北東進中、B船が南西進中、船長A及び船長Bがいずれも後部甲板で引き釣り漁を行っていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上の構造物により周囲が見えにくい場合、周囲を確認できる位置まで移動して見張りを行うなど、常時適切な見張りを行うこと。